

議案第 1 2 号

飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例について

飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正す
る条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

人事院勧告に基づく期末手当の支給割合の改定に伴う改正

飛驒市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

飛驒市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年飛驒市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の飛驒市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次に掲げる職員（改正後の条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 議会の議員 220分の15

飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の220</u>を乗じて得た額に飛騨市職員の給与に関する条例(平成16年飛騨市条例第58号)の規定により、期末手当を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に飛騨市職員の給与に関する条例(平成16年飛騨市条例第58号)の規定により、期末手当を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 略</p>

	(議会議員の支給月数)	
	6月期	12月期
令和3年度 期末手当	2. 200月 (支給済み)	2. 200月 (支給済み)
4年度以降 期末手当	<u>2. 125月</u> ※令和4年度は令 和3年度12月期の 期末手当0.15月分 相当額を減額	<u>2. 125月</u>
市民への 影響等	【影響の規模】 (本則による減額分) △633千円 (13人) (附則による減額分) △633千円 (13人)	
施行日	令和4年4月1日	
備考		